

支払った寄附金の種類から個人住民税の取扱いと確定申告書の記載方法をご確認ください。

※ 街角募金等の匿名による募金は個人住民税の寄附金税額控除の対象になりません。

寄附金の種類			個人住民税の取扱い		所得税の確定申告書の記載方法
			都民税	区市町村民税	
寄附金	1	地方自治体に対する寄附金	ふるさと寄附金（詳細はこちら）		確定申告書の記載方法は こちら
東日本大震災に係る義援金	2	国・被災した地方自治体に対して、直接寄附した東日本大震災義援金			
	3	日本赤十字社、中央共同募金会を通じて支払った東日本大震災義援金			
	4	新聞・放送等の報道機関を通じて支払った東日本大震災義援金（最終的に被災した地方自治体（義援金配分委員会を含む）に供出されるもの）			
	5	上記1～3以外の募金団体を通じて支払った東日本大震災義援金（最終的に被災した地方自治体（義援金配分委員会を含む）に供出されるもの）			
寄附金	6	東京都共同募金会又は日本赤十字社（東京都支部）に対する寄附金（活動資金等）	住所地の共同募金会、日本赤十字社支部 に対する寄附金（詳細はこちら） （都内在住の方が支払った場合に限る。）		確定申告書の記載方法は こちら
寄附金	7	特定公益増進法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等）、認定NPO法人に対する寄附金（活動資金等）	条例指定寄附金（詳細はこちら） （東京都内在住の方が支払った寄附金・支援金が、東京都の条例で指定した寄附金にあたるものに限る。）  東京都条例指定寄附金一覧 （対象団体一覧はこちら）		お住まいの区市町村にお問い合せください  確定申告書の記載方法は こちら
東日本大震災に係る寄附金・支援金	8	中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」により支払った支援金			
	9	認定NPO法人に対して、被災地の支援活動に必要な費用に充てるために支払った支援金（国税局長の確認を受けたもので、当該法人の主たる事務所の所在地が東京都内のものに限る。）			
	10	公益社団・財団法人に対して、被災地の支援活動に必要な費用に充てるために支払った支援金（内閣総理大臣・都道府県知事の確認を受けたもので、当該法人の主たる事務所の所在地が東京都内のものに限る。）			
	11	上記8～10以外の東日本大震災に係る寄附金（例：全国商工会連合会・日本商工会議所・公益財団法人ヤマト福祉財団に対するもの（財務省告示））			